

石川県公報

平成31年3月22日

第13191号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○電気工事士法に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務の委託（消防保安課）	1	○入札公告（県民交流課）	4
○平成30年度地籍調査事業計画の決定（農業基盤課）	1	○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	5
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	○土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告（同）	6
○県道の供用の開始（同）	2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告（農業安全課）	6
○道路の占用を制限する区域の指定（同）	3		
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	3	○公共測量終了公告（監理課）	6
		選挙管理委員会	
		○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の報告	7
		○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の異動の報告	7
		○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の指定の取消しの報告	8
		○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定	8
		○政治団体の届出の公表	8
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	9
		○政治団体の解散の届出の公表	10
		○資金管理団体の届出の公表	10
		○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表	10

告 示

石川県告示第105号

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第7項に規定する電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務を石川県電気工事工業組合に次のとおり委託した。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 委託に係る免状交付事務の内容
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務
- 委託に係る免状交付事務を処理する場所
金沢市新保本4丁目65番22 石川県電気工事工業組合金沢本部
七尾市寿町112番3号 石川県電気工事工業組合能登本部
小松市向本折町ネ88番地 石川県電気工事工業組合加南本部
- 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

石川県告示第106号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
金 沢 市	夕日寺Ⅰ地区(その3)及び夕日寺Ⅲ地区(その2)	平成31年3月15日から 平成32年3月31日まで
七 尾 市	小島町大開地地区	〃
白 山 市	曾谷Ⅱ及び別宮	〃
志 賀 町	西浦地区(Ⅲ)	〃
中 能 登 町	一青Ⅲ	〃

石川県告示第107号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成31年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
金沢田鶴浜線	下記区間を道路区域から除外する。				中能登土木 総合事務所 のと里山海道課
	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで		3.30~3.30	3.6	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで		3.95~3.95	0.9	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで		0.00~11.65	11.2	
〃	下記区間を道路区域から除外する。				〃
	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで		2.08~2.25	2.2	
〃	下記区間を道路区域に編入する。				〃
	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで		1.94~3.43	1.5	
羽咋田鶴浜線	下記区間を道路区域に編入する。				羽咋土木事務所 維持管理課
	羽咋郡志賀町大坂イ1番2地先から 羽咋郡志賀町大坂新84番地先まで		11.50~23.10	94.2	
志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町館6番1地先から 羽咋郡志賀町大坂3番5地先まで	旧	11.85~18.45	87.9	〃
		新	13.20~29.10	87.9	
珠洲里線	珠洲市若山町上山壱七字1番3地先から 珠洲市若山町上山壱六字25番地先まで	旧	6.91~35.73	131.0	珠洲土木事務所 維持管理課
		新	9.11~35.73	131.0	
〃	珠洲市若山町上山壱六字28番地先から 珠洲市若山町上山壱六字36番地先まで	旧	6.90~34.49	75.7	〃
		新	22.73~34.49	75.7	

石川県告示第108号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成31年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢田鶴浜線	羽咋郡志賀町倉垣子7番1地先から 羽咋郡志賀町倉垣子5番1地先まで	平成31年3月22日	中能登土木 総合事務所 のと里山海道課
羽咋田鶴浜線	羽咋郡志賀町大坂イ1番2地先から 羽咋郡志賀町大坂新84番地先まで	〃	羽咋土木事務所 維持管理課
志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町館6番1地先から 羽咋郡志賀町大坂3番5地先まで	〃	〃
珠洲里線	珠洲市若山町上山壺七字1番3地先から 珠洲市若山町上山壺六字25番地先まで	〃	珠洲土木事務所 維持管理課
〃	珠洲市若山町上山壺六字28番地先から 珠洲市若山町上山壺六字36番地先まで	〃	〃

石川県告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。
なお、その関係図面は、平成31年3月22日から同年4月5日まで縦覧に供する。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
県道	志賀田鶴浜線	羽咋郡志賀町館6番1地先から 羽咋郡志賀町大坂3番5地先まで	羽咋土木事務所維持管理課
〃	珠洲里線	珠洲市若山町上山壺七字1番3地先から 珠洲市若山町上山壺六字25番地先まで	珠洲土木事務所維持管理課
〃	〃	珠洲市若山町上山壺六字28番地先から 珠洲市若山町上山壺六字36番地先まで	〃

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成31年3月22日

石川県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
内 灘 町	金沢都市計画下水道事業内灘町公共下水道	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	平成16年5月25日から 平成36年3月31日まで
能 美 市	能美都市計画下水道事業能美市公共下水道(東部処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和54年10月17日から 平成37年3月31日まで
〃	能美都市計画下水道事業能美市公共下水道(梯川処理区)	(1) 収用の部分 該当なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和60年2月15日から 平成37年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名
石川県動画配信運用業務
- (2) 業務の内容
石川県動画配信運用業務委託仕様書に記載のとおり。
- (3) 履行期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき平成30年度において競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (4) 提供するマルチデバイス対応動画配信システムが他の自治体において導入実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)
 - ウ 他の自治体において導入実績があることを示すもの
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成31年3月22日(金)から同月26日(火)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化スポーツ部県民交流課広報広聴室

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。）。

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成31年3月27日（水）までに入札参加資格確認結果通知書を送付して行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県県民文化スポーツ部県民交流課広報広聴室
電話番号 076-225-1362

(2) 交付期間

平成31年3月22日（金）から同月26日（火）まで（県の休日を除く。）

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎8階812会議室（入札後、即時開札する。）

(2) 日時 平成31年3月28日（木）午後1時30分

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

(4) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。

(5) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5に定める入札の日時及び場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は、入札説明書による。

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を平成31年3月25日から同年4月22日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	柳田中央地区 (野田工区)	換地計画書の写し	石川県奥能登農林総合事務所 土地改良部計画課

土地改良法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る
換地計画認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次のとおり同法第3条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業に係る換地計画の認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成31年3月25日から同年4月22日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第96条において準用する同法第52条の3第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議を申し出ることができる。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
オザカ地区土地改良事業共同施行	オザカ地区	換地計画書の写し	金沢市役所

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社神子の里
武藤 一樹
羽咋市神子原町は190
- 変更した事項
登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(変更前) 株式会社神子の里
松本 政文
羽咋市神子原町は190
(変更後) 株式会社神子の里
武藤 一樹
羽咋市神子原町は190

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成31年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量)	平成30年11月26日から 平成31年3月5日まで	金沢市、七尾市、輪島市

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定年月日
加賀市	加賀市立西谷地区会館	加賀市山中温泉菅谷町へ45番地	平成31年3月1日
能登町	内浦長尾集会所	鳳珠郡能登町字内浦長尾65番地	平成31年3月1日

石川県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動があった旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	異動年月日
輪島市	新 輪島市文化会館ホール	新 輪島市河井町20部1番1地	平成31年3月1日
	旧 輪島市文化会館大ホール	旧 輪島市河井町20部1番地1	
輪島市	輪島市鳳至体育センター	新 輪島市鳳至町石浦町83番地1	平成31年3月1日
		旧 輪島市鳳至町石浦町83番1	
輪島市	新 輪島市港コミュニティセンター	輪島市輪島崎町1部211番地4	平成31年3月1日
	旧 輪島市港コミュニティセンター会議室		
輪島市	新 輪島市大屋コミュニティセンター	輪島市小伊勢町丸垣内22番地1	平成31年3月1日
	旧 輪島市大屋コミュニティセンター集会室		
輪島市	新 輪島市町野多目的集会施設	輪島市町野町栗蔵川原田22番地1	平成31年3月1日
	旧 輪島市町野多目的集会施設ホール		
輪島市	新 輪島市三井基幹集落センター	新 輪島市三井町長沢2字12番地1	平成31年3月1日
	旧 輪島市三井基幹集落センター大会議室	旧 輪島市三井町長沢2字12番地	
輪島市	新 介護予防拠点施設ふれあいプラザ河原田	輪島市西脇町60番地1	平成31年3月1日
	旧 介護予防拠点施設ふれあいプラザ河原田 集会研修室及び和室集会室		
輪島市	新 介護予防拠点施設ふれあいプラザ曾々木	輪島市町野町曾々木サ部45番地	平成31年3月1日
	旧 介護予防拠点施設ふれあいプラザ曾々木 和室		
輪島市	新 高齢者いきがづくり輪島深見センター	輪島市深見町65字33番地1	平成31年3月1日
	旧 高齢者いきがづくり輪島深見センター テイ・ルーム		

輪島市	新	輪島市門前会館	輪島市門前町走出6の92番地2	平成31年3月1日
	旧	輪島市門前会館大集会室及び会議室(和室)		
輪島市	新	輪島市門前健民体育館	輪島市門前町清水7の1番地	平成31年3月1日
	旧	輪島市門前健民体育館競技場		
輪島市	新	輪島市本郷農林漁家高齢者センター	輪島市門前町二又川4の4番地1	平成31年3月1日
	旧	輪島市本郷農林漁家高齢者センター第1和室、第2和室及び集会室		
輪島市	新	輪島市門前コミュニティセンター会議室	新 輪島市門前町走出6の69番地	平成31年3月1日
	旧	輪島市門前コミュニティセンター研修会議室、大会議室及び談話室	旧 輪島市門前町走出2の121番地	
加賀市	動橋町民会館	新	加賀市動橋町ワ24番地8	平成31年1月6日
		旧	加賀市動橋町ワ24番地1の1	

石川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり指定を取り消した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名	所 在 地	指定取消年月日
輪島市	輪島市ふれあい健康センター3階和室	輪島市河井町2部287番地1	平成31年3月1日
輪島市	輪島市自然休養村管理センター郷土芸能伝習室及び研修室	輪島市赤崎町ハ字50番地	平成31年3月1日
志賀町	志賀町文化ホール大ホール	羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	平成31年3月1日
志賀町	志賀町文化ホール小ホール	羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	平成31年3月1日
志賀町	志賀町文化ホール大広間芙蓉	羽咋郡志賀町高浜町カの1番地1	平成31年3月1日

石川県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
地域密着型特別養護老人ホームみらい	金沢市鞍月東1丁目12番地
有料老人ホーム悠泉本町	金沢市泉本町1丁目20番地1

石川県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
東こういち後援会	東 浩 一	松 下 達 也	小松市大野町ト72番地	平成31年2月5日
朝倉雅三後援会	中 藪 俊 博	朝 倉 和 宏	野々市市押野2丁目238番地	平成31年2月6日
前哲雄川北町後援会	山 先 守 夫	苗 代 実	能美郡川北町字朝日イ20番地	平成31年2月6日
東野ひでと後援会	東 野 秀 人	橋 本 勝 英	輪島市鳳至町鳳至丁122-乙	平成31年2月15日
岡野定たかし後援会	岡野定 隆 志	宮 崎 直 広	鹿島郡中能登町井田む部20	平成31年2月18日
中村かつみ川北町後援会	坂 井 毅	福 島 日出夫	能美郡川北町字橋ト140	平成31年2月18日
吉田かんじ後援会	松 儀 正 雄	吉 田 慶 二	小松市園町ヌ57番地1	平成31年2月20日
日本第一党石川県本部	浦 川 修 一	山 下 直	金沢市神宮寺1丁目3-23	平成31年2月26日
苗代実壺ツ屋後援会	橋 場 英 俊	北 方 敏 政	能美郡川北町壺ツ屋へ14番地	平成31年2月27日
かみばた秀夫後援会	上 端 秀 夫	小 嶋 弘 久	金沢市菊川1丁目32番2号	平成31年2月28日

石川県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月22日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党金沢支部	中 村 勲	会計責任者	松 村 理 治	清 水 邦 彦	平成30年5月13日
日本共産党能登地区委員会	鈴木 宏太	会計責任者	白 田 秋 也	三 原 徳 太 郎	平成31年2月17日
自由民主党かほく市支部	沖津千万人	会計責任者	丸 井 一 範	坂 井 正 靱	平成31年2月18日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
うの修三後援会	田村 龍司	代表者	田 村 龍 司	倉 元 慎 一 郎	平成30年9月1日
幸 翔 会	車 幸 弘	会計責任者	藤 部 明 夫	炭 田 俊 一	平成30年10月1日
さんさんとの会	船崎外茂子	代表者	船 崎 外 茂 子	宮 崎 豊 樹	平成31年1月1日
安実隆直後援会	西村美規夫	代表者	西 村 美 規 夫	林 勝 洋	平成31年1月27日
大宮正を励ます会	上梶 秀治	代表者	上 梶 秀 治	今 寺 研 治	平成31年2月10日
土田ともお後援会	林 正 一	代表者	林 正 一	丸 村 金 次	平成31年2月13日
梶文秋後援会	保下 信一	会計責任者	山 瀬 依 子	坂 下 わ か 子	平成31年2月20日
梶文秋と市政を創る会	梶 文 秋	会計責任者	山 瀬 依 子	坂 下 わ か 子	平成31年2月20日
住民自治をきずく会	高田 正男	会計責任者	山 瀬 依 子	坂 下 わ か 子	平成31年2月20日
大 雅 会	黒田 亘	代表者	黒 田 亘	有 澤 峯 生	平成31年2月20日
高田正男後援会	道下 貴寿	会計責任者	山 瀬 依 子	坂 下 わ か 子	平成31年2月20日

石川県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
しばた未来後援会	一 川 保 夫	平成30年12月28日
石川県民ファーストの会	辻 史 朗	平成30年12月31日
石川の日本維新の会	辻 史 朗	平成30年12月31日
いむら博靖後援会	猪 村 博 靖	平成30年12月31日
尾西雅代後援会	上 田 昭 夫	平成30年12月31日
希望の党 I N石川	辻 史 朗	平成30年12月31日
前多喜良後援会	結 城 敬 二	平成30年12月31日
宝達志水町見守る会	木 村 輝 男	平成30年12月31日
山野金沢市長の市政を検証する会	辻 史 朗	平成30年12月31日
稲村たけお押水地区後援会	蔵 岡 佐 一 郎	平成31年1月31日
稲村たけお志雄地区後援会	宮 城 昌 保	平成31年1月31日
松井隆後援会	福 田 佳 央	平成31年2月21日

石川県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
東 野 秀 人	輪島市議会議員	東野ひでと後援会	輪島市鳳至町鳳至丁122-乙	平成31年2月14日

石川県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

平成31年3月22日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
辻 史 朗	石川の日本維新の会	平成30年12月31日
猪 村 博 靖	いむら博靖後援会	平成30年12月31日